

社会福祉法人登豊会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登豊会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額ならびにその支給方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員をいう。

(費用弁償の額)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席し、ならびに監査を行った場合、入札に立ち会う場合を除くほか法人のために、法人の事務所又は施設以外の場所へ役務を提供、又は、研修もしくは会議に出席するため出張したときは、社会福祉法人登豊会旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし報酬は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会に出席し、又は監査を行った場合は、報酬として以下の金額を日額として支給する。但し理事長は、無報酬とする。

2. 前項の報酬の額は、次の通りとする。

(1) 理事会に出席する場合	3,000円
(2) 監査を行う場合	3,000円
(3) 入札に立ち会う場合	3,000円

(報酬支払方法)

第5条 前項各号に規定する報酬、費用等は、現金をもって本人に支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 役員等で法人の職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第3条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会に出席し、又は研修、もしくは会議に出席した場合には、この限りではない。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程に定めのない報酬及び費用弁償が発生した場合は、理事長が別に定める。

付 則

1. この規程は、平成18年5月22日から施行する。
2. この規程は、平成19年8月9日から施行する。
3. この規程は、平成22年5月28日から施行する。
4. この規程は、平成24年10月25日から施行する。
5. この規程は、平成29年7月1日から施行する。